新型コロナウイルス感染症対策(インドネシア政府によるジャワ・バリでの活動制限 の延長(内務大臣指示の発出))

> 令和3年10月22日 在スラバヤ日本国総領事館

●ジャワ・バリでの活動制限が11月1日まで延長されました。

●本内務大臣指示により、当館管轄地域である東ジャワ州内38県市のうち、スラバヤ市等4県市はレベル1へ、グレシック県等6県市はレベル2へ、それぞれ引き下げられ、レベル3が24県市、レベル2が9県市、レベル1が5県市と区分されました。
●外国からの空路による入国地点に、リアウ諸島州のバタム島及びビンタン島の空港が追加されました。

1.10月18日、ティト内務大臣は、ジャワ・バリでの活動制限を、11月1日まで延長 する旨の内務大臣指示(2021年53号)を発出しました。

2. 本内務大臣指示により、当館管轄地域である東ジャワ州内38県市のうち、スラバ ヤ市等計4県市がレベル1の区分に引き下げられました。また、グレシック県等6県 市がレベル2の区分に引き下げられ、レベル3に24県市、レベル2に9県市、レベル 1に5県市と、それぞれ区分されました。

※東ジャワ州内の県市の活動レベル:

<レベル3:24県市>

クディリ県、サンパン県、ジェンベル県、シトゥボンド県、スムヌップ県、トゥバン県、トゥ ルンアグン県、トレンガック県、パスルアン県、パチタン県、パメカサン県、バンカラン 県、ブリタル県、プロボリンゴ県、プロボリンゴ市、ボジョヌゴロ県、ポノロゴ県、ボンド ウォソ県、マゲタン県、マラン県、モジョケルト県、ルマジャン県、ンガウィ県、ンガンジ ュック県

<レベル2:9県市>

グレシック県、シドアルジョ県、ジョンバン県、バトゥ市、バニュワンギ県、マディウン 県、マディウン市、マラン市、ラモンガン県

<レベル1:5県市>

クディリ市、スラバヤ市、パスルアン市、ブリタル市、モジョケルト市

3. ジャワ・バリの活動制限レベル2の主な内容は以下のとおりです。

(1)教育·学習

制限付きの対面授業または/及び遠隔学習とする。制限付きの対面授業とは、収

容率50%までとする。幼児教育については、収容率33%まで、ークラスあたり5人 までとする。

(2)非必須・需要分野の出勤制限

下記(3)及び(4)の必須分野及び重要分野に該当しない業種では、出勤率50% までとし、ワクチン接種を行った従業員のみ出勤でき、職場の出入りにあたってはア プリ「Peduli Lindungi」を使用する。

(3)必須(esensial)分野

ア 顧客サービスを主とする保険・銀行・質・先物取引所・年金・融資機関(lembaga pembiayaan)については、顧客サービスを行う営業所での出勤率は75%まで、事業 運営業務のためのオフィス出勤率は50%まで。

イ キャピタルマーケット業、情報通信事業(携帯電話事業、データセンター事業、インターネット事業、メディアを含む)での出勤率は75%まで。

ウ 隔離業務を行わないホテル業については、以下のとおり。

(i)全ての訪問客と従業員に対して、アプリ「Peduli Lindungi」によるスクリーニングを 行う。アプリで「グリーン」または「イエロー」が表示された訪問客は入場可。12歳未 満の訪問客の入場については、検体採取後24時間以内の抗原検査または48時間 以内のPCR検査の陰性証明書が必要。

(ii)施設の利用は収容率の50%まで可。

(iii)ジム、会議室、ボールルームは、アプリ「Peduli Lindungi」を使用する条件の下で、収容率の50%まで利用可。会議室やボールルームでの飲食物はボックスでの 提供とし、ビュッフェ形式での提供は禁止。

エ 輸出指向産業及びその関連産業のうち、過去12か月の輸出申告書(PEB)又は 今後の輸出計画書を示し、産業活動運営移動許可(IOMKI)を取得済みの企業につ いては、シフト調整を行い、製造施設・工場での出勤率は各シフトともに75%まで、 事業運営業務のためのオフィス出勤率は50%まで。

オ 政府部門の必須業務については、政府機関強化・官僚改革省の定めに従う。

(4)重要(kritikal)分野

ア 保健、治安に係る活動については、出勤率は100%として可。

イ 災害対応、エネルギー、生活必需品関係を始めとする物流・郵便・運輸・配送業、 家畜・ペット用を含む食品・飲料産業、肥料・石油化学、セメント・建設資材、国家の 重要施設、国家戦略プロジェクト、建設(情報通信・放送インフラを含む公共インフ

ラ)、基礎サービス(電力、水、廃棄物処理)については、製造施設や建設現場、顧客 サービスを行う営業所では、出勤率を100%として可。事業運営業務のためのオフィ ス出勤率は50%まで。

ウ エネルギー、生活必需品関係を始めとする物流・郵便・運輸・配送業、家畜・ペット用を含む食品・飲料産業、肥料・石油化学、セメント・建設資材、建設(情報通信・放

送インフラを含む公共インフラ)、基礎サービス(電力、水、廃棄物処理)では、9月6 日以降、従業員及び訪問者が製造施設、建設現場、顧客サービスを行う営業所及び 事業運営業務のためのオフィスに立ち入る際、アプリ「Peduli Lindungi」によるスクリ ーニングを行わなければならない。

(5)日常生活必需品を販売するスーパー、伝統市場、雑貨屋

営業時間は午後9時まで、収容率は75%まで。スーパー及びハイパーマーケットでは、9月14日以降、アプリ「Peduli Lindungi」を使用する。薬局は24時間営業可。

(6) 生活必需品以外を販売する市場

営業時間は午後6時まで、収容率は75%までとする。

(7)路上販売、雑貨店、代理店、金券販売、理髪店、クリーニングサービス、物売り、 小規模修理工場、車両洗浄サービス、その他小規模事業は、厳格な保健プロトコル の下、午後9時まで営業可(詳細については地方政府が調整。)。

(8)飲食店

ア 屋台、路上飲食店等での店内飲食は、営業時間は午後9時まで、収容率は5 0%まで、飲食時間は60分以内に制限。

イ レストラン、食堂、カフェは、営業時間は午後9時まで、収容率は50%まで、飲食 時間は60分以内に制限。全ての客と従業員に対して、アプリ「Peduli Lindungi」によ るスクリーニングを行う。

ウ 夜間営業のレストラン、食堂、カフェは、営業時間は午後6時から午前0時まで、 収容率は50%まで、飲食時間は60分以内に制限。全ての客と従業員に対して、ア プリ「Peduli Lindungi」によるスクリーニングを行う。

(9)ショッピングモール

営業時間は午後9時まで、収容率は50%まで。12歳未満は親同伴であれば入店 可。ショッピングモール内の児童遊戯施設や娯楽施設は、トレーシング目的で親が住 所と電話番号を記入することを条件に営業を許可。全ての客及び従業員に対し、ア プリ「pedulilindungi」によるスクリーニングを義務付け。

(10)映画館

収容率は70%まで。全ての客と従業員に対して、アプリ「Peduli Lindungi」によるス クリーニングを行う。アプリで「グリーン」または「イエロー」が表示された客のみ入場 可。12歳未満は親同伴であれば入場可。映画館内の飲食店での店内飲食は、収容 率50%まで、飲食時間は60分以内。

(11)建設活動

公共インフラ建設活動と私的建設活動(建設現場)は、100%可。

(12)礼拝施設

収容率は75%まで、または75名以下に制限。

(13)公共施設(公園、観光施設等)

収容率は25%まで。全ての客と従業員に対して、アプリ「Peduli Lindungi」によるス クリーニングを行う。アプリ「Peduli Lindungi」を使用している観光施設では、親同伴で あれば、12才未満の入場可。観光施設へのアクセス道路において、金曜日の正午 から日曜日の午後6時まで、車両の奇数偶数交通規制を実施。

(14) 文化・社会・芸術・スポーツ

収容率50%まで。アプリ「Peduli Lindungi」を使用する。

(15)ジム

収容率50%まで。アプリ「Peduli Lindungi」を使用する。

(16)公共交通機関

定員の100%まで可。

(15)結婚披露宴

収容率50%まで。会場での食事は禁止。

(16)マスク着用

自宅外ではマスクを常時着用。マスクを着用せず、フェイスシールドのみの着用は 禁止。

(17) 隣組(RT) 単位での小規模単位の社会活動制限継続。

4. 活動制限レベル2及び3の地域においては、輸出指向企業及び国内市場指向企業を対象に一定の条件の下で100%の出勤での活動を認める措置が継続しています(詳細は、9月1日付けの当館お知らせ(<u>https://www.surabaya.id.emb-</u>

japan.go.jp/files/100229509.pdf )を参照。)。また、プロスポーツ・イベントの開催に ついて制限が緩和され、特にプロサッカーの試合については、一定の条件下でスタ ジアムでの観戦が許可されました。

5. 外国からの空路による入国地点について、スカルノ・ハッタ国際空港、ングラライ 国際空港(バリ州)、サム・ラトゥランギ国際空港(北スラウェシ州マナド)に加え、ハ ン・ナディム国際空港(リアウ諸島州バタム島)及びラジャ・ハジ・フィサビリラ国際空 港(リアウ諸島州ビンタン島)が追加されました。海路及び陸路の入国地点について は、運輸省等が定めるとされました。

6. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。居住地・活動地の地方政府が定める対象地域や活動制限の内容については、各地方政府の発表等最新の関連情報の入手に努めてください。(了)